

2016年中国法院における10大知的財産権事件（概要）

1. 「喬丹」シリーズ商標行政事件

マイケル・ジェフリー・ジョーダン vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会、喬丹体育股份有限公司の商標争議行政紛争再審系列事件[最高人民法院（2016）最高法行再 15、20、25、26、27、28、29、30、31、32号行政判決書]

【事件の概要】

再審請求人のマイケル・ジェフリー・ジョーダンは米国のNBAスターである。彼は2012年に商標評審委員会に、喬丹体育股份有限公司（以下、「喬丹公司」という）が複数の商品区分に登録している「喬丹」「QIAODAN」など複数の商標を取り消すよう請求した。商標評審委員会は2014年に請求を却下する旨の裁定を下した。再審請求人はこれに不服があり、行政訴訟を提起した。2015年、再審請求人は北京市高級人民法院から出された68件の商標争議行政紛争事件の第二審判決に不服があり、最高人民法院に再審を請求した。2015年12月、最高人民法院は法により、10事件を上級審で再審理することを裁定した。また、最高人民法院は再審請求人によるほかの50事件に関する再審請求を却下することを裁定するとともに、8件の審査を中止することを裁定した。最高人民法院は上級審で再審理した後、法により副院長の陶凱元 大法官を裁判長とする五人の合議体を結成して、10事件を審理した。最高人民法院審判委員会の討論を経て、次のように判決した。（一）「喬丹」商標に係る（2016）最高法行再15号、26号、27号の3事件については、争議商標の登録が再審請求人の「喬丹」に対して有する先行氏名権を損ない、2001年改訂の「商標法」第三十一条に記載する「商標登録の出願は、他人の既存の先行権利を損なってはならない」の規定に合致しておらず、取り消すべきであるため、商標評審委員会から出された係争裁定及び第一、二審判決を取消し、商標評審委員会が争議商標に改めて裁定を下すよう指示する。（二）ピンイン「QIAODAN」に係る（2016）最高法行再20号、29号、30号、31号の4件、およびピンイン「qiaodan」と図形組合せ商標に係る（2016）最高法行再25号、28号、32号の3件など計7件については、再審請求人がピンイン「QIAODAN」「qiaodan」について氏名権を有しないため、争議商標の登録は再審請求人の先行氏名権を損なっていない。また、争議商標は商標法第十条第一項第（八）号に規定する「社会主義道徳気風を損ない、またはその他の良くない影響を及ぼす」場合、または第四十一条第一項に規定する「欺瞞手段やその他の不正手段で登録を受ける」場合にも該当しないため、第二審判決を維持し、再審請求人の再審請求を却下すると判決した。

【典型的意義】

最高人民法院は法により「喬丹」商標争議行政紛争シリーズ事件を公開審理・判決し、国内外の権利者の合法的權益を平等に保護し、知的財産権司法保護に関する責任ある大国という中国のイメージを樹立した。最高人民法院が判決において誠実信用原則の商標登録出願行為への重要な意義を強調したことは、商標登録と使用環境の浄化や、消費者の合法的權益の保護、そして社会主義核心的価値観の発揚と実行に対して積極的な意義がある。最高人民法院が判決において述べた、商標法における先行氏名権の保護問題の法律適用基準は、この類の事件の裁判基準に対して重要な影響を及ぼすだろう。

2. 「慶豊」商標権侵害と不正競争紛争事件

北京慶豊包子舗 vs 山東慶豊餐飲管理有限公司の商標権侵害と不正競争紛争再審事件[最高人民法院（2016）最高法民再238号民事判決書]

【事件の概要】

北京慶豊包子舗（以下、「慶豊包子舗」という）は、山東慶豊餐飲管理有限公司（以下、「慶豊餐飲公司」という）が自身の商標権を侵害し、不正競争に当たるとして、民事訴訟を提起した。慶豊包子舗は、次のように主張した。慶豊餐飲公司の法定代表者の徐慶豊はかつて飲食サービス業に従事したことがあり、「慶豊包子舗」という商標と商号の知名度を明らかに知りながら、「慶豊」を商号に飲食会社を設立し、しかもその公式ウェブサイトや、店舗看板、メニュー、広告宣伝に「慶豊」や「慶豊餐飲」の標識を使用しているため、「慶豊包子舗」の商標権の侵害と不正競争に当たる。慶豊餐飲公司是、次のように反駁した。自社は会社の法定代表者の氏名を商号に登録する権利があるほか、工商部門が法により登録した企業名称を使用する権利がある。慶豊包子舗の商標は馳名商標ではなく、自社が使用している標識は慶豊包子舗の登録商標と同一でも類似でもない。山東省済南市中級人民法院は第一審で次のように判決した。慶豊餐飲公司が使用している「慶豊」はその使用環境と一致しており、かつ書体、大小と色彩などで際立った使用をしておらず、その商号の合理的な使用に当たる。慶豊包子舗の、慶豊餐飲公司がその商号に登録し使用する時点での経営地域と業務上の信用は、済南や山東に影響を及ぼしておらず、関連公衆が誤認する可能性を証明できないため、慶豊包子舗の商標権への侵害に当らず、慶豊包子舗の訴訟請求を却下する。山東省高級人民法院は第二審で第一審判決を維持した。慶豊包子舗は最高人民法院に再審を請求した。最高人民法院は上級審で再審理した後、慶豊餐飲公司が慶豊包子舗の商標権の侵害と不正競争に当たると判断し、第一、二審判決を取消し、慶豊餐飲公司の商標権侵害行為を直ちに差し止め、「慶豊」商号の使用を取りやめるとともに、経済的損失と合理的な費用として慶豊包子舗に対し5万人民元を賠償することを言い渡した。

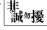
【典型的意義】

本件は、商標権の行使およびその他の権利（例えば、氏名権）との衝突の問題に係る。最高人民法院は本件において、次のようなことを明らかにした。公民が合法的な氏名権を有しているから、当然自分の氏名を合理的に使用することはできるが、公民がその氏名を商標や企業の商号に用いて商業的に利用するに当たって、誠実信用の原則に違反してはならない。他人の登録商標や商号が高い知名度と影響力を有することを明らかに知りながら、他人の商号と同一の企業商号を登録し、同一区分の商品や役務において際立って他人の登録商標と同一または類似する商標や商号を使用し、他人の登録商標や商号の知名度を利用する悪意があり、関連公衆に誤認させうる場合は、その行為が氏名の合理的な使用に当たらず、他人の登録商標専用権の侵害と不正競争に当たる。最高法院は更に次のように指摘した。本件においても見たとおり、登録商標が既に高い知名度を有する前提で、慶豊公司の使用方式は関連公衆に、同社と慶豊包子舗間の関係について誤認混同させやすい一方、同社が作り上げた業務上の信用も「慶豊」ブランドに頼り、「人のために苦勞しながら報われぬ」羽目に陥りかねず、自社の発展にも不利である。反対に、企業名称を変更した後、誠実経営と広告宣伝で企業の業務上の信用と知名度を高め、独自のブランドを作り上げることにより、ウィンウィンの実現が獲得できる。

3. 「非誠勿擾」商標権侵害事件

江蘇省ラジオ・テレビ総局、深セン市珍愛網情報技術有限公司 vs 金阿敏の商標権侵害紛争再審事件[广东省高级人民法院（2016）粵民再447号民事判決書]

【事件の概要】

2009年2月16日、金阿敏が商標局に「」商標（※以下参照）の登録を出願し、2010

年9月7日に登録を受けた。指定役務は第45区分で、「交友役務、婚姻紹介」などが含まれる。江蘇省ラジオ・テレビ総局（以下、「江蘇テレビ局」という）傘下の江蘇衛星放送テレビは、2010年に結婚交友をテーマとする、名称が「非誠勿擾」というテレビ番組を放送している。深セン市珍愛網情報技術有限公司（以下、「珍愛網」という）は「非誠勿擾」という番組に見合い対象を推薦し、広告販促役務を提供し、深センで出演者を募集したことがある。応募の場所は深セン市南山区に設けた。金阿歆は、江蘇テレビ局と珍愛網がその登録商標専用権を侵害したとして、深セン市南山区法院に訴訟を提起し、江蘇衛星放送テレビチャンネルが直ちに「非誠勿擾」という番組名称の使用を差し止めるよう指示することを請求した。第一審の法院は次のように判断した。「非誠勿擾」というテレビ番組は結婚恋愛や交友に係るが、あくまでもテレビ番組に過ぎず、関連公衆が通常、両者の間に特定の関係があるとは思わず、公衆の混同を招きにくいいため、権利侵害に当たらない。深セン市中級人民法院は第二審で次のように判断した。「非誠勿擾」という番組の概要、前口上、結語および応募条件、番組進行中の男女出演者の交流内容、そして広電総局の文書、メディアの評論から、同番組が見合い、交友番組であると認定することができ、金阿歆の係争登録商標に指定される「交友、婚姻紹介」役務と同一であり、権利侵害に当る。广东省高級人民法院は再審において次のように判断した。「非誠勿擾」というテレビ番組は金阿歆の登録商標に指定される「交友役務、婚姻紹介」と役務の目的、内容、方式と対象において明確な相違があり、関連公衆の一般的な認識では、テレビの娯楽番組の内容を現実の婚姻紹介活動から区別することができるため、類似する役務に当たらない。江蘇テレビ局による「非誠勿擾」標識の使用は、金阿歆の登録商標権への侵害に当たらないため、第二審判決を取消し、第一審判決を維持する。

※金阿歆の登録商標（係争商標）



【典型的意義】

本件はテレビ番組の名称と商標の関係に係る問題である。権利侵害と訴えられた「非誠勿擾」という番組の高い知名度と人気で、本件も幅広く注目されていた。再審判決は、テレビ番組の名称が商標的使用に当たるか、如何にテレビ番組と内容題材間の関係を見るか、如何にテレビ番組の役務区分を判断するかについて深く分析した。判決は、単純・単独でテレビ番組のある表現方式やある題材内容を全体的な番組から抜き出すことができず、番組の全体的主要な特徴を総合的に考察し、その行為の本質を把握した上で、合理的に認定しなければならないと指摘した。判決は商標法の趣旨に立脚点を置き、関連公衆による混同、誤認の可能性を商標権侵害に当るかどうかの判断基準としている。再審判決は、登録商標の保護範囲と保護強度が、登録商標権利者の当該商標の顕著性と知名度への貢献度に対応するべきだと指摘した。これはまさに、知的財産権の司法保護強度が革新程度に対応するという「比例協調」司法政策を反映している。

4. 「熱安定グルコアミラーゼ」専利無効宣告事件

国家知識産権局専利復審委員会、諾維信公司 vs 江蘇博立生物製品有限公司の發明専利権無効宣告行政紛争再審事件[最高人民法院（2016）最高法行再85号行政判決書]

【事件の概要】

本件は国家知識産権局が2006年6月28日に権利付与を公告した、名称が「熱安定グルコアミラーゼ」の発明専利（以下、「本専利」という）に係る。専利権者は諾維信公司である。2013年3月11日、山東隆大生物工程有限公司と江蘇博立生物製品有限公司の請求に応じて、国家知識産権局専利復審委員会（以下、「専利復審委員会」という）は第17956号無効宣告請求審査決定（以下、「係争決定」という）を下し、諾維信公司が2011年11月10日に提出した補正後特許請求の範囲に基づき、本専利の一部の請求項を無効宣告し、残る一部の請求項を維持した。本専利と本件の争議焦点と関連する一部の請求項は次の通りである。「6. SEQIDNO:7 に示す全長配列との間の同源が少なくとも99%であり、かつ等電点電気泳動で測定した3.5を下回る等電点を有することを特徴とする、グルコアミラーゼ活性を有する分離する酵素。……10. 前記酵素が、T. emersonii 菌株である糸状真菌 Talaromyces 属に由来することを特徴とする請求項6～9のいずれかに記載の分離する酵素。11. 糸状真菌が T. emersonii CBS793.97であることを特徴とする請求項10に記載の酵素。12. 前記 DNA 配列コードがグルコアミラーゼ活性酵素を表し、該 DNA 配列には (a) SEQIDNO:33 に示す DNA 配列の前記グルコアミラーゼコード部分 (b) SEQIDNO:33 の第649-2724位に示す DNA 配列とその相補のチェーンが含まれ……を特徴とするクローンの DNA 配列。13. 前記 DNA 配列が、T. emersonii の菌株である糸状真菌 Talaromyces 属に由来することを特徴とする請求項12に記載する DNA 配列。14. 前記糸状真菌が T. emersonii CBS793.97であることを特徴とする請求項13に記載する DNA 配列。……」係争決定は、次のように判断した。明細書で既に T. emersonii CBS793.97 に由来する酵素がグルコアミラーゼ活性を有することを証明した上で、当業者は、T. emersonii 菌株に由来しかつ SEQIDNO:7 の全長配列と少なくとも99%同源を有する opypeptide もグルコアミラーゼの活性を有すると予測できる。したがって、請求項10と11は明細書から支持されている。請求項13と14に請求項12の(a)と(b)の技術的解決手段を引用することも、明細書から支持されている。同決定は、争議請求項の有効を維持した。第一審判決は、次のように判断した。争議に係る請求項は具体的な菌株を限定しているが、その内に含まれる同源性と開放式の表現方式により、限定されたアミノ酸配列と DNA 配列には各種変形を生じうるその他の配列も含まれるようになり、本専利の明細書に十分な実験データによる支持を提供していない状況下で、争議に係る請求項の概括は明らかに明細書の範囲を超えている。第一審法院は係争決定の取り消しを判決した。第二審法院が第一審判決を維持した。専利復審委員会と諾維信公司は再審を請求した。最高人民法院は上級審で再審査した上で、第一、二審判決を取消し、係争決定を維持した。

【典型的意義】

最高人民法院は本件において、次のように判断した。専利法第二十六条第四項の規定により、請求項が保護を求める技術的解決手段は、当業者が明細書に十分に開示された内容から得られるまたは概括できる技術的解決手段でなければならず、しかも、明細書の範囲を超えてはならない。全長591のアミノ酸のSEQIDNO:7にしては、それと99%以上の同源性を有する配列はなお約5、6のアミノ酸遺伝子座の相違があるが、同源性特徴以外に、請求項10、11はさらに「前記酵素が T. emersonii 菌株と特定菌株 T. emersonii CBS793.97 に由来する」と限定している。当業者は通常、株は生物分類の基本単位であり、一部の基本的特徴においては、同一株の個体が相互に高度の近似性を表すと認識している。同一種類の真菌または同一株の真菌コードの内部のある酵素の遺伝子配列が一般的には確定されており、まれに極少数の同源性が極めて高い異形配列がある。同遺伝子コードの酵素も確定されているか、極少数である。本件において、99%以上の同源性と菌株や菌株出所の二重限定により、請求項10と11の保護範囲が極わずかな酵素に限定されているほか、請

請求項10と11にはさらに請求項6に限定された酵素の等電点とグルコアミラーゼ活性の機能を有することも含まれる。したがって、明細書の実施例1～4で既に前記 SEQIDNO:7 がグルコアミラーゼ活性を有することを証明した前提で、請求項10と11の保護範囲は明細書から支持されうる。請求項13と14に請求項12(a)(b)の技術的解決手段を引用することも、明細書から支持されうる。最高人民法院が本件において、同源性と出所や機能で限定した生物配列請求項が明細書から支持される場合の判断法則と生物配列発明専利の権利付与基準を明らかにしたことは、たんぱく質、遺伝子関連の専利願書の作成と審査に指導的な意義があり、生物技術産業の革新と発展にも有利である。

5. 「拉菲」と「拉菲莊園」商標行政事件

ChâteauLafiteRothschild vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会、南京金色希望酒業有限公司の商標争議行政紛争再審事件[最高人民法院(2016)最高法行再34号行政判決書]

【事件の概要】

第4578349号「拉菲莊園」商標(すなわち、争議商標)の出願日は2005年4月1日、指定商品は第33区分のぶどう酒、酒(飲料)など、登録者は南京金色希望酒業有限公司(以下、「金色希望公司」という)である。「LAFITE」商標(すなわち、引例商標)の出願日は1996年10月10日、指定商品は第33区分のアルコール含有飲料(ビールを除く)、登録者はChâteauLafiteRothschild(以下、「拉菲酒莊」という)である。拉菲酒莊は争議商標について、国家工商行政管理総局商標評審委員会(以下、「商標評審委員会」という)に争議請求を提出した。商標評審委員会は、商評字[2013]第55856号「第4578349号『拉菲莊園』商標争議裁定書」(以下、「第55856号裁定」という)を下し、争議商標の登録を取り消した。金色希望公司はそれを不服とし、行政訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院は次のように判断した。関連媒体の紹介を通じて、しかも拉菲酒莊の「LAFITE」ぶどう酒が争議商標の登録日に先立って中国市場に上市されていたため、国内の関連公衆は「LAFITE」の発音が「拉斐」、「拉菲特」或いは「拉菲」に相当すると認識おり、「LAFITE」ぶどう酒が高い知名度を持っている。争議商標の登録は2001年商標法第二十八条の規定に違反しているため、第55856号裁定を維持した。金色希望公司は不服があり、上訴した。北京市高級人民法院は第二審で次のように判断した。争議商標の出願日の前に引例商標が既に中国大陸地区で市場知名度をもっており、関連公衆の認識では引例商標と「拉菲」の対応関係が形成されているとは証明できない。争議商標の登録と使用は十数年にも至っており、既に形成された安定化した市場秩序を維持する観点からも、本件争議商標の登録を維持すべきであり、第一審判決及び第55856号裁定の取り消しを判決した。拉菲酒莊は不服として、最高人民法院に再審を請求した。最高人民法院は上級審で再審理することを裁定し、2016年12月23日に再審判決を下し、第二審判決を取消し、第一審判決及び第55856号裁定を維持した。

【典型的意義】

本件は中英文商標の類似判断および安定した市場秩序が形成されたか否か等の問題に係る。最高人民法院は次のように判断した。本件における引例商標は高い知名度をもち、拉菲酒莊は長年の商業経営活動を通じて、客観的に「拉菲」と「LAFITE」の間に安定した関係を形成させたため、争議商標は引例商標と類似する商品に使用される類似の商標に該当し、商標法第二十八条の規定に違反した。また、既に登録されかつ一定の時間まで使用されていた商標が、使用を通じて高い市場評価を得て、独自の関連公衆を形成しているかの判断においては、単なる使用時間という単一の要素で決定すべきではなく、客観的にそ

の使用行為を通じて関連公衆にそれを関連商標と区別することができるか、混同行為を招き易いかを判断基準にすべきである。本件はこれに該当しない。再審判決は商標の構成要素と全体の類似の程度、関連商標の顕著性と知名度、安定した対応関係の認定、関連公衆集団などについて論述し、これをベースに中英文商標の類似判断の裁判基準を明らかにしており、非常に重要な指導的意義がある。

6. 「美容器」意匠専利権侵害事件

松下電器産業株式会社 vs 珠海金稻電器有限公司、北京麗康富雅商貿有限公司の意匠専利権侵害紛争控訴事件[北京市高級人民法院（2016）京民終 245 号民事判決書]

【事件の概要】

松下電器産業株式会社（以下、「松下株式会社」という）は、2012年9月5日に名称が「美容器」の係争意匠専利を取得し、権利付与公告番号はCN302065954Sである。松下株式会社は、珠海金稻電器有限公司（以下、「金稻公司」という）が生産、販売、販売の申出をし、北京麗康富雅商貿有限公司（以下、「麗康公司」という）が販売した「金稻イオン蒸気美容器 KD-2331」がその意匠専利権を侵害したとして、次のとおり判決するよう請求した。二被告の侵害を差し止める。係争侵害製品に関するすべての宣伝資料を廃棄し、係争侵害製品の宣伝内容を削除する。金稻公司是係争鑄型と専用生産設備および係争侵害製品のすべての在庫を廃棄するとともに、販売店から未販売の係争侵害製品を回収して廃棄する。金稻公司是経済的損失として300万人民元を賠償し、二被告は共同で合理的な支出として20万人民元を賠償する。北京知的財産法院は第一審で次のように判断した。係争侵害製品の係争専利意匠に対する相違点は二者の全体的な視覚効果に実質的な影響を及ぼさず、二者は類似意匠に当る。金稻公司是松下株式会社の承認を受けずに、係争侵害製品の製造、販売及び販売の申出を行なった。麗康公司是松下株式会社の承認を受けずに、係争侵害製品の販売及び販売の申出を行なった。既存の証拠により、金稻会社の係争侵害製品の販売、販売の申出による利益を証明できる。松下株式会社はインターネットに示される販売量と平均価格により、300万人民元の賠償金額を請求しており、合理的な理由がある。また、松下株式会社は侵害行為の差し止めに合理的な支出をした。麗康公司是販売側として、本件訴訟を知らず、差し止めなかったため、訴訟中の支出部分について共同負担の責任を履行しなければならない。したがって、第一審は次のように判決した。二被告は権利侵害を差し止める。金稻公司是経済的損失として300万人民元を賠償する。金稻公司、麗康公司是連帯して合理的支出として20万人民元を賠償する。金稻公司、麗康公司是第一審判決を不服とし、控訴した。北京市高級人民法院は次のように判断した。係争侵害製品が係争専利権の保護範囲に含まれる。賠償金額については、松下株式会社が公証機関による証拠収集により、一部の電子商取引プラットフォームで検索した結果、規格が侵害製品と同一の製品の販売総台数は18,411,347台で、平均価格は260元であることが分かった。これを賠償請求の根拠とした。上記係争侵害製品の販売総台数総数に平均価格を掛けて、1台あたりの侵害製品の合理的利益を低く設定したとしても、算出した結果は300万元をはるかに上回った。上記証拠を根拠に、松下株式会社が主張した300万円の賠償金額は高い合理性がある。第一審法院が松下株式会社による経済的損失の賠償請求を全額支持したのは、事実と法的根拠がある。したがって、上訴を却下し、第一審判決を維持した。

【典型的意義】

係争専利は「美容器」の意匠専利であり、極めて高い市場価値がある。本件の高額賠償は、侵害損害賠償が知的財産権市場の価値を十分に反映、実現するという司法保護理念を

明確に示している。第二審判決はさらに、専利民事侵権事件における侵害収益証拠の審査認定法則を明確にし、類似事件にも一定の指導的な意義がある。第二審判決は次のように判断した。専利権侵害の損害挙証が難しく、専利権侵害行為に関する帳簿、資料は主に侵害者に保有されていることを考慮して、権利者がその挙証能力範囲内で侵害者の収益状況を十分に証明し、かつその請求した経済的損失金額の合理性を十分に説明しているが、侵害者が反対の証拠で権利者の賠償請求を覆せない場合、人民法院は、権利者の主張と提示された証拠で、侵害者の権利侵害による収益を認定することができる。

7. 「筆」意匠権侵害事件

上海晨光文具股份有限公司 vs 得力集团有限公司、济南坤森商贸有限公司の意匠専利権侵害紛争事件[上海知的財産法院（2016）滬73民初113号民事判決書]

【事件の概要】

上海晨光文具股份有限公司（以下、「晨光公司」という）はZL200930231150.3号、名称が「筆」（AGP67101）の意匠専利の専利権者である。出願日は2009年11月26日、権利付与公告日は2010年7月21日、現在も有効状態にある。济南坤森商贸有限公司（以下、「坤森公司」という）は「天猫」プラットフォームで「得力坤森専売店」を運営し、得力集团有限公司（以下、「得力公司」という）が生産した得力A32160中性筆を販売している。晨光公司是、同製品がその係争専利権を侵害したとして、法院に提訴した。上海知的財産法院は次のように判断した。登録意匠の筆軸本体の形状、筆軸先端の形状、キャップ本体の形状、キャップ先端の形状、キャップの筆軸に対する長さ、クリップとキャップとの連結方式、クリップがキャップよりも長いといったデザイン特徴により、全体的に登録意匠のデザインスタイルが決まり、これらのデザイン特徴のいずれも係争侵害意匠に含まれている。二者は全体的なデザインスタイルと主要なデザイン特徴において類似に当ると認定できる。係争侵害意匠の登録意匠に対する4点の区別的デザイン特徴により、全体的な視覚効果に与えた影響は限定的なものであり、全体的な視覚的效果に実質的な相違をもたらしていない。また、登録意匠の簡単な説明においては、色彩の保護を明確に要求していない。かつ、図面や写真に示す登録意匠を見ても、形状による明暗、濃淡の変化からなる模様が見られない。したがって、侵害の有無を判断するに当って、色彩や模様要素を考慮すべきではない。係争侵害意匠は登録意匠と類似する形状を採用しているほか、追加した色彩、模様などの要素は余計に追加したデザイン要素であり、侵害有無の判断に実質的な影響を及ぼさない。したがって、係争侵害製品は係争専利権の侵害に当り、得力公司与坤森公司の侵害行為を差し止め、得力公司是晨光公司に経済的損失として5万元を賠償するとともに弁護士代として5万元を支払わなければならない。法院が賠償金額を確定する際に、主に以下のような要素を考慮した。1. 原告の専利は意匠専利である。2. 専利の有効期間は2009年11月26日から起算し、侵害行為が発生したときに、有効期間が既に半分近く過ぎてている。3. 筆類の製品の利益率は限られている。4. 消費者は筆類の製品を購入するに当って、形状のほかに、筆のブランド、芯の品質、外観模様、色彩なども主な考慮要素である。すなわち、得力公司在登録意匠の形状を使用して得られた侵害収益は単なる係争侵害製品の収益の一部に過ぎない。

【典型的意義】

本件の原告と被告はいずれも国内で影響力を持つ文具生産企業である。係争製品は日常生活でよく見られる筆類製品で、その意匠権侵害判断は主観的要素に影響され易い。本件は意匠類似性の客観的な判断基準について検討し、係争侵害製品と登録専利の類似性を考慮するとともにその相違性も考慮し、同一のデザイン特徴と区別的デザイン特徴による全

体的な視覚効果への影響を分析した上で、認定結論を出した。本件判決は、日常生活でよく見られる製品の意匠類似性の認定に対して指導的な意義がある。また、本件は意匠専利の特徴に基づき、具体的な事件内容を踏まえて、法定賠償金額と被告が負担すべき原告の弁護士代の金額を確定したことも、指導的な意義がある。判決後、双方とも不服がなく、被告が積極的に発効判決を履行した。

8. 「頭でっかちの息子」著作権紛争事件

杭州頭でっかちの息子文化発展有限公司 vs 中央テレビ動画有限公司の著作権侵害紛争控訴事件[浙江省杭州市中級人民法院（2015）浙杭知終字第 356 号民事判決書]

【事件の概要】

1994 年、アニメーション「頭でっかちの息子、小顔のお父さん」（1995 年版。以下、「95 版アニメーション」という）監督の崔世昱らは劉沢岱の家を訪れ、製作しようとする 95 版アニメーションのためにキャラクターの創作を委託した。劉沢岱はその場で、鉛筆で「頭でっかちの息子」、「小顔のお父さん」、「エプロンのお母さん」という三つのキャラクターの正面図を描き、原稿を崔世昱に渡した。当時、双方は同作品の著作権の帰属について書面による協議を結んでいない。崔世昱は原稿を持ち帰った後、95 版アニメーションの美術創作スタッフらは劉沢岱が創作したキャラクターの設計図を元に、さらなる設計と再度の創作を施した結果、アニメーションの標準造形に符合する三つのキャラクター、すなわち「頭でっかちの息子」、「小顔のお父さん」、「エプロンのお母さん」の標準設計図とその後の転面図（the role of transfer surface map）、比例図などを完成した。劉沢岱はその後の創作に参加しなかった。劉沢岱が創作した原稿は長い年月と会社の変遷などで、各側からも提供できない。95 版アニメーションは、中央テレビ局と東方テレビ局で共同製作され、1995 年に放映された。キャスト・スタッフとして、「キャラクター設計：劉沢岱」と示された。2012 年 12 月 14 日、劉沢岱は自分が創作した「頭でっかちの息子」、「小顔のお父さん」、「エプロンのお母さん」という三つの作品の著作権を洪亮に譲渡した。2014 年 3 月 10 日、洪亮は上記著作権を杭州頭でっかちの息子文化発展有限公司（以下、「頭でっかちの息子文化公司」という）に譲渡した。2013 年、中央テレビ動画有限公司（以下、「中央テレビ動画公司」という）がアニメーション「新・頭でっかちの息子、小顔のお父さん」（以下、「2013 版アニメーション」という）を製作し、CCTV、各地方のテレビ局、中央テレビネットで放映した。頭でっかちの息子文化公司は、中央テレビ動画公司が著作権者の許可なしにかつ報酬を支払わずに、上記美術作品のイメージを利用して新しいキャラクターを改編し、アニメーションを製作することはその著作権を侵害したとして、中央テレビ動画公司に、侵害行為の差し止め、新聞掲載による謝罪・影響解消、経済的損失と合理的支出の賠償を命じるよう、提訴した。杭州市濱江区人民法院は次のように判断した。劉沢岱は受託者としてその創作した三つの美術作品に完全な著作権を有する。頭でっかちの息子文化公司は譲受者として上記作品の著作権（人身権を除く）を取得した。中央テレビ動画公司が許可なしに、2013 版アニメーションと関連する展覧、宣伝において改編の形でその作品を使用して利益を得る行為は、頭でっかちの息子文化公司の著作権を侵害したため、それ相応の侵害責任を負わなければならない。本件の実情を踏まえて、同院は、侵害行為の差し止め責任の履行の代替案として賠償金額の引き上げが望ましいと判断し、中央テレビ動画公司がキャラクターごとに 40 万円を賠償することを言い渡した。杭州市中級人民法院は第二審で第一審判決を維持した。浙江省高級人民法院も中央テレビ動画公司から提出された再審請求を却下した。

【典型的意義】

本件は、アニメーションのキャラクターの権利帰属とその後続使用による紛争に係る。社会一般も優れた国産アニメーションの価値への認識が深まるにつれ、数年来、多数の類似争議が起こった。本件においては、創作した当初、投資して製作した映画製作所、テレビ局およびキャラクターの創作に携わった創作者のいずれもその権利と義務についてはっきりした認識と明確の約定がなかった。法院は、長い年月が経った後に、法律規則を適用し、人情・道理・法律にかなってその権利の帰属を判定しなければならない。本件の処理は、同種問題の取り扱いに指導的意義がある。それと同時に、本件は侵害成立と認定した前提で、創作の背景と本件の実情を総合的に考慮し、原作者、後続作品と社会公衆の利益および公平原則に配慮した上で、侵害行為の差し止め責任履行の代替案として賠償の金額を引き上げた。著作権者の保護と作品の創作・宣伝の奨励という両立の公共政策にも十分に配慮した。

9. 「美人楡」植物新品種権利侵害事件

河北省林業科学研究院、石家荘市緑縁達園林工程有限公司 vs 九台市園林緑化管理処などの植物新品種侵害紛争再審事件[山東省高級人民法院（2014）魯民再字第 13 号民事判決書]

【事件の概要】

河北省林業科学研究院（以下、「河北林科院」という）、石家荘緑縁達園林工程有限公司（以下、「緑縁達公司」という）は「美人楡」植物新品種権者である。二者は、九台市園林緑化管理処（以下、「九台園林処」という）が無断でその管理している道路の緑化地帯に美人楡を大量に植える行為はその植物新品種権を侵害したとして、九台園林処に、侵害行為の差し止めと品種使用料の支払いを命じるよう請求した。吉林省長春市中級人民法院と吉林省高級人民法院はそれぞれ第一、二審判決において、河北林科院、緑縁達公司の訴訟請求を却下した。河北林科院、緑縁達公司是最高人民法院に再審を請求した。最高人民法院は山東省高級人民法院に事件の再審を指示した。山東省高級人民法院は再審において次のように判断した。美人楡は無性繁殖なので、それ自身が繁殖材料となる。したがって、九台園林処の栽培行為は、登録品種の繁殖材料の生産行為に当る。九台園林処は事業単位で、都市部の園林緑地の建造職能を持つが、九台園林処の行為にはビジネス目的があるかを判断するに当たって、その本体の性質だけではなく、本体の行為も踏まえて総合的に判断しなければならない。本件において、九台園林処が美人楡を町内のグリーン化にたくさん用いたが、それが植えた美人楡の合法的な出所を証明していない。九台園林処は「植物新品種保護条例」第十条に規定する「自ら繁殖と使用ができる」本体身分に合致せず、「品種権者の承認を必要とせず、使用料を支払わない」状況にも符合しない。そのため、九台園林処が品種権者から美人楡を購入せず、無断で栽培して使用する行為は、品種権者の利益を害するとともに、その自ら繁殖と使用する行為にはビジネス利益が含まれており、ビジネスの目的があると認めるべきである。したがって、九台園林処の行為は侵害に当ると認定し、河北林科院、緑縁達公司の品種使用料の請求を支持すべきである。係争品種の価値、九台園林処による栽培の範囲とその栽培行為に一定の公益性質があることを考慮して、品種使用料を 20 万元にした。

【典型的意義】

本件は、政府機関による職能履行時の登録品種の繁殖材料の生産行為が侵害に当るかの認定に係る。本件は、登録品種繁殖材料の当否やビジネス目的の有無の認定に一定の典型的意義と指導的意義があり、効果的に品種権者の合法的権益を保護した。

10. 汪紫平の営業秘密侵害無罪宣告事件

汪紫平の営業秘密侵害控訴事件[江蘇省高級人民法院(2015)蘇知刑終字第 00012 号刑事判決書]

【事件の概要】

江蘇谷登公司是、水平指向ドリルの関連技術を有する。江蘇谷登公司与被告の汪紫平とが労働契約を結ぶときに、機密保持条項を約定した。2011年4月、被告の汪紫平は江蘇谷登公司から指示を受けて武漢の水平指向ドリル展示会に参加する期間中に、正常な退職手続きもなく江蘇谷登公司を離れ、そのパソコンに保存されている技術図面をUSBメモリにコピーし、江蘇玉泉機械製造有限公司(以下、「玉泉公司」という)に持って行き、主にYQ3000-L型水平指向ドリルの開発業務に従事した。2011年5月から2012年7月にかけて、玉泉公司是相次いで3台のYQ3000-L型水平指向ドリルを生産し販売した。江蘇省塩城市人民檢察院は、被告の汪紫平が営業秘密侵害罪を犯したとして告発した。塩城市中級人民法院は2013年11月20日に(2013)塩知刑初字第0004号刑事判決書を下し、被告の汪紫平が営業秘密侵害罪を犯したとして、有期懲役一年三ヶ月と罰金一萬元人民幣を言い渡した。江蘇省高級人民法院は、一部の事実が不明であり、証拠が足りないとして、事件を差し戻した。塩城市中級人民法院は再審して、被告の汪紫平が営業秘密侵害罪を犯したとして、刑事罰を免除した。江蘇省高級人民法院は第二審において、次のように判断した。江蘇谷登公司の係争キャタピラー走行装置の技術情報が公衆に知られていないか、そして江蘇谷登公司の係争損失額が50萬元以上であるかについては、既存の証拠では、疑いの余地があり、「合理的な嫌疑を排除する」という刑事事件の証明基準を満たせないため、最終的に被告の無罪を判決した。

【典型的意義】

本件は、知的財産刑事事件の「定罪・量刑証拠が確実で十分なものでなければならず、かつ事件の事実により合理的嫌疑を排除している」という刑事証拠裁判理念を良く表した。第二審法院は法により鑑定報告の内容について実質的な審査を行なうことを堅持し、単に鑑定報告について方式審査を行なうという認識上の思い違いを是正した。財務鑑定報告の基礎財務データの審査を通じて、本件の損失金額の計算が根拠とした製品の市場価格評価には重大な疑問点があることがわかった。司法技術鑑定が根拠とした技術資料の審査を通じて、第二回鑑定が根拠とした技術資料には大きな疑問点があることがわかった。これをベースに、被告の無罪を判決した。本件は、知的財産権審判「三合一」改革試行業務の推進により、審判、檢察機關の知的財産刑事司法保護觀念や刑事証拠裁判意識が統一されつつあることを表した。本件の第二審において、審判機關と檢察機關は法により職責を履行し、檢察機關が無罪を提案し、第二審法院が無罪を判決し、良い審理効果が得られた。本件の裁判結果は、審理法院が法により各種知的財産権侵害犯罪行為を摘発するとともに、知的財産権刑事事件の審判に当って刑法謙抑主義と刑事証拠裁判基準の司法理念を堅持していることを表した。

出所：

2017年4月24日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-41672.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。